第4部 障がい児福祉計画(第1期)

# 第1章 計画の基本的考え方

本計画の基本的な考え方は、「障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」より以下のように設定します。

- ◆ 障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しなが ら、障がい児の健やかな育ちを支援します。
- ◆ 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援で きるようにします。
- ◆ 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、 教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提 供する体制の構築を図ります。
- ◆ 障がい児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障がいの有無にかかわらず 児童がともに成長できるよう、障がい児支援を通じて、地域社会への参加や 包容(インクルージョン)を推進します。
- ◆ 障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障がい児支援の均てん化を図りつつ、地域支援体制の構築を図ります。
- ◆ 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関等との連携を図ります。

# 第2章 児童福祉法上のサービス等の見込

## 1 成果指標

基本指針に基づき、以下の施設、サービスを整備します。

#### ●児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置します。 なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域で設置します。

また、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

### ●児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保します。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域で確保します。

#### ●医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域で設置します。

# 2 児童福祉法上のサービス

児童福祉法上のサービスは、以下のようになっています。

名称	主な対象者	サービス内容				
児童発達支援	障がい児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。				
医療型 児童発達支援	上肢、下肢または体幹 の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。				
放課後等 デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の 施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会 との交流の促進その他の便宜の供与を行います。				
保育所等訪問 支援	保育所その他の児童が 集団生活を営む施設等 に通う障がい児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。				
障がい児入所 支援	障がい児	障がい児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院する障がい児に対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行ったり、障がい児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院している障がい児のうち知的障がい児、肢体不自由のある児童または重症心身障がい児に対し治療を行います。				
障がい児相談 支援	障がい児通所支援(児 童発達支援、医療型児 童発達支援、放課後等 デイサービス及び保育 所等訪問支援)を利用 するすべての障がい児	障がい児支援利用援助は、障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見通しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。				
居宅訪問型児童 発達 支援【新規】	重度心身障がい児など の重度の障がい児等で あって、児童発達支援 等の障がい児通所支援 を受けるために外出す ることが著しく困難な 障がい児	外出が著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。				
医療的ケア児 支援調整コー ディネーター 【新規】		医療的ケア児を総合的な支援するために、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談 支援専門員等の配置します。				

児童福祉法に基づくサービスの量の見込みと確保策については、以下の通りとします。

## 《見込量の考え方》

各サービスとも、障がい福祉計画の第4期の実績に基づき、第5期を見込んでいます。

# 【サービスの推移と見込量】

	単位	障がい福祉計画			障がい児福祉計画		
		第4期(実績)			第1期(計画)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日/月	11	20	23	25	30	35
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	46	44	46	50	53	55
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1	2	3	3
障がい児相談支援	人/年	72	37	85	90	95	100
居宅訪問型児童発達支援	利用量(日/月)				1	1	1
【新規】	実利用者数(人/月)				1	1	1
医療的ケア児支援調整 コーティネーター【新規】	Д				0	0	1

※平成29年度は見込み

## (今後の方針)

- ○障がい児への支援や社会参加を推進するため、事業の周知を図るとともに、市及び近隣の 事業所の連携を図ります。
- ○事業を実施していく中で、問題や課題を検討し、事業所が参入しやすくなるよう、情報の 提供に努めます。
- ○新しいサービスについては、今後ともニーズの把握に努め、柔軟に対応します。